

びらきじ、御難羹御吸物硯蓋の御肴にて一獻供す、女御へも硯蓋の御肴參る、還御の後、女中へ三獻出る、典侍内侍は三方、命婦は足打、御差は平つけにのせて出るなり。

○按ズルニ、天皇ノ上皇、母后等ニ朝覲ノ事ハ、帝王部朝覲行幸篇歲首朝覲條ニ詳ナレバ、參看スベシ。

〔小右記〕長和二年正月十日壬寅、今日青宮○後一條被觀母后杷殿御批已刻可有行啓、仍早參。
 〔玉海〕仁安二年正月廿日己未、此日東宮○高行啓于院御所法住寺御所、自去蓋爲拜觀也、已刻著束帶○中略、參東宮候殿上、人々未參、頭辨時忠來、余問云、御拜事如何○中略、時忠云、東宮御拜可爲右左右之由、左大臣所申也、是知足院殿仰也云々、勿論歟、

〔後水尾院當時年中行事正月〕七日○中略、このごろ諸禮とて、宮門跡攝家方、御びく尼衆、外様衆、院家、諸寺の僧、醫師にいたる迄、年始の御禮を申す、慶長の始つかたまでは、一人二人づ、不時に参りしを、近年は日を定められて各参る事になりぬ、法中は修正にひまなければ、今日迄は参内せず、近來は、かかることのやうになりて、入道尼風情も参らねば、八日より已後の事なり、されば醫師などは、御用あるときは、八日より内にめさるゝこと、又常の事也、諸禮の日は○中略、内々宮門跡攝家方等は、勾當局より伺公なり、まづ局にて一獻あり、その後常の御所にて、御對面、二こん参る、二獻め第一の人の酌にて進上あり、おのくに天酌天盃をたまふ、御比丘尼衆も同じ、日野、鳥丸、柳原は外様なれど、常の御所常御所、日御座、清涼殿、皆にて御對面あり、たれにても申つぎ御禮申て、後、さし席御ひさしのひつじ申の角のたみ一帖を撤して、さし席一に候す、御はいせんに候すべき人、手長の人、しきじ等、兼てより申の口に伺公して、御さがづきを供す、次にさかな御前に参りて後、さしむしろの衆にもたぶ、六位藏人是を役す、南の戸を明て道とす、手長の人酌にて天盃たぶ、廂の中央にす、み出て給はる、本座にかへりて御さかなをとりて一人づ、亥りぞく、おの